

生体認証特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行する I C カードのうち、生体認証機能が付加された I C カード（以下「生体認証 I C カード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は当金庫キャッシュカード規定および I C カード特約の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫キャッシュカード規定および I C カード特約で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫キャッシュカード規定および I C カード特約により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫キャッシュカード規定および I C カード特約の定義によるものとします。

2. (生体認証の利用範囲)

- (1) この特約において生体認証とは、本人の指静脈情報（以下「生体情報」といいます。）を生体認証 I C カードにあらかじめ記録し、当金庫所定の取引（以下「生体認証対象取引」といいます。）を行う際に、本人の生体情報と生体認証 I C カードの生体情報を照合することにより本人認証を行う方式をいいます。
- (2) 生体認証を行うことができる預金機、支払機、振込機その他の機器（以下「生体認証対応自動機」といいます。）は、当金庫が定めるものとします。

3. (生体情報の記録・変更)

- (1) 生体認証は、カード申込店舗の窓口にて当金庫所定の方法で生体認証 I C カードに生体情報を記録したときから利用可能となります。
- (2) 生体認証 I C カードの更新や再発行を受けた場合も、あらためて生体情報の記録が必要となります。また、代理人の生体認証 I C カードで生体認証を利用する場合には、代理人の生体情報の記録が必要となります。
- (3) 当金庫がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、生体認証 I C カードに記録した生体情報を、カード申込店舗の窓口にて当金庫所定の方法により変更することができます。
- (4) 生体情報の記録または変更にあたっては、当金庫所定の本人確認を行わせていただきます。十分な本人確認ができない場合には、生体認証の利用をお断りすることがあります。
- (5) 生体認証 I C カードに記録された生体情報を削除する場合は、カード申込店舗の窓口にて再発行の手続きとなります。

4. (生体認証の実施)

- (1) 生体認証 I C カードを用いて、生体認証対応自動機により生体認証対象取引を行う場合、当金庫は、生体認証対応自動機の操作の際に使用された生体認証 I C カードが、当金庫が本人に交付した生体認証 I C カードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することに加えて、入力された生体情報が生体認証 I C カードに記録された生体情報と一致することを当金庫所定の方法により確認いたします。
- (2) 本人および代理人は、生体認証対応自動機の故障等により生体認証を行うことができない場合には、当金庫所定の他の認証方式を用いるものとします。
- (3) 当金庫の窓口で、生体認証対象口座に関し、預金の払戻し、当該口座の解約、暗証番号の変更、各種照会、その他の取引および手続きをするときは、生体認証 I C カード、預金通帳および届出印鑑をご持参のうえ、カード申込店舗に当金庫所定の書類を提出して申し出てください。

5. (個人情報等)

本人および代理人は、当金庫が生体認証対応自動機による生体認証対象取引において生体認証を行う目的で、生体認証 I C カードに生体情報を記録・保管することに同意します。
また、当金庫は生体認証を行う目的以外にお客様の生体情報を利用することはありません。

6. (生体認証 I Cカード以外のカードへの変更)

生体認証 I Cカードの利用をやめ、生体認証 I Cカード以外のカードに変更する場合には、カード申込店舗の窓口へ申し出てください。この変更は、当金庫所定の手続きをした後に行います。

以 上

北おおさか信用金庫
(2018年6月1日改正)